



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 481 南紀用水土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 1
- 482 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 1

告 示

和歌山県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南紀用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年5月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第482号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年5月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町大島字北地1の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）